

平成27年6月16日（総15第13号）

在デンパサール日本国総領事館

## 1 最近の治安情勢に関するバリ州警察による説明

バリ島では、現在までに具体的な I S I L に関する脅威は報告されていないが、国内ではインドネシア人の I S I L 支持者等が増加しており、警察当局は監視や取締りを強化している。特に市民に対する啓発活動に力を入れており、I S I L に関連する風説に惑わされない、I S I L の活動の兆候に気がついたら警察に報告する等呼びかけている。

在留邦人の安全確保に関しても州警察の重要な任務の一つであるので、皆様には、身の危険を感じたり、不安なこと等があれば、遠慮無く州警察担当へ直接電話をいただきたい。また、バリでは各地域・村ごとにバビンという集落指導員（現職警察官）が常駐し、地域住民と協力して治安維持を担当する者がいる。バビンと常に連絡を取り合い、何かあればすぐに対処できるような体制をとっていただくことをお勧めする。

## 2 一般情勢

### (1) 狂犬病

バリ州では、狂犬病による死亡事案が6月に入って3件相次いで報告され、年初からの累計が既に8件に及んでいます。犬に咬まれる件数は依然として高い状況のままですが、バリ州内では狂犬病ワクチンの供給が不足するという深刻な問題となっており、犠牲者は過去数年間で最悪の状況になることが危惧されています。

そのため、野犬には絶対に近づかないようにするとともに、飼い犬であっても咬まれないような注意が必要です。また、屋外を徒歩で移動する際は周囲に警戒する、安易に動物に手を出さないなど、犬等に咬まれないような最大限の警戒を行ってください。

### (2) 麻薬・薬物への注意

インドネシア当局は、引き続き薬物犯罪の摘発を強化しており、バリにおいても逮捕事案が続いています。薬物には絶対に関与しないようにして下さい。また、薬物が使用されているような危険な場所には近寄らないようにして下さい。

### (3) ラマダン（断食月）期間中の注意

今年は6月18日（木）から7月16日（木）まで（正式日付は宗教省が直前に通知）、イスラム暦のラマダンの期間となる予定です。イスラム教徒にとり神聖な断食期間中は、普段以上にイスラム教徒の習慣に配慮し、周りの人の感情を害さないよう言動には注意してください。

レバラン（断食明けの大祭）に先立ち、私的使用人を含めた被雇用者に対して、レバラン手当（ボーナス）を支給する習慣があります。一般的に、レバラン前は諸物価が上昇することから、レバラン開始の2～4週間前に支給することが望ましいようです。なお、私的使用人も1週間から10日間程度のレバラン休暇を取るのが一般的です。

なお、レバラン（断食明けの大祭）の前後1週間は、休暇や帰省のため、多数の人が国内外を移動し、幹線道路、バス、フェリー、航空便等の混雑等が予想されますので、ご注意ください。

また、この時期は窃盗などの一般犯罪が増加する傾向にあるとされていますので、周囲を警戒するなど一般犯罪に巻き込まれないよう注意して下さい。

### 3 邦人事件・事故関係

#### (1) ひったくり・スリ被害

今月も深夜の繁華街でオートバイに乗った犯人による「ひったくり」と、集団で取り囲まれた隙に貴重品を盗られる「集団スリ」の発生が報告されています。深夜・未明の不要の外出は控えていただくとともに、外出時にはなるべくパスポートや多額の現金などの貴重品を持ち歩かない、持ち歩く場合は肌身離さない等の防犯対策を心がけてください。

#### (2) 空き巣被害

デンパサール市内で、日中、家を不在にしていた邦人宅で空き巣被害の事案がありました。犯人は施錠していない窓から侵入したものとされます。外出の際には戸締まりの徹底をお願いします。

### 4 その他

#### (1) インドネシア政府による日本人への査証免除措置

インドネシア政府は、日本を含む30カ国の国民に対し、観光目的の入国査証取得を免除する措置を、6月12日から開始しました。インドネシアでの滞在期間は30日までで、延長は出来ません。到着ビザ（VOA）制度は今まで通り存続されます。31日以上滞りや就労を伴わないビジネス目的等の入国の場合はVOAの取得が必要です。

（インドネシア入国管理局ホームページ：<http://www.imigrasi.go.id>）

#### (2) ガルンガン及びレバラン（断食明け大祭）の長期連休について

今年の7月15日（水）及び16日（木）はガルンガンの祝日、また17日（金）から19日（日）まではレバラン（断食明け大祭）の祝日、さらに20日（月）も有給休暇取得奨励日が続く、場合によっては、それ以降も有給休暇が続く長期の連休となります。この間、インドネシア政府機関や銀行も長期間休業となり、当館も7月15日（水）から20日（月）まで休館となります。

盗難等で旅券を紛失してしまった場合は、出国許可の取得が必要ですが、連休期間中は入国管理事務所も休館となるため、右取得手続きは原則できなくなり、帰国日程の変更を余儀なくされる可能性があります。また、再入国許可等の申請もこの期間ではできなくなります。同手続きが必要な場合には、通常より早めに申請されることをお勧めします。

#### (3) 在留届（携帯電話番号変更の際の届出のお願い）

在留届を提出頂いている方で、携帯電話番号の変更を届けて頂いていない方が多く見られます。外務省が運用を開始した一斉通報のためのSMSサービスを受信するためには正しい携帯電話番号登録が必要です。携帯電話番号を含め在留届の記載事項に変更があった場合には、当館までお知らせ願います。

以上